



生活保護制度における大学等就学

—なぜ、生活保護利用世帯における大学等進学率は低いのか?—

三宅 雄大
(福祉学科教員)

I. はじめに

生活保護利用世帯（以下、利用世帯）の子どもの高校等卒業後の進路は、大学等就学よりも就職へと大きく偏重している。例えば、内閣府が公表した「平成29年度 子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」によれば、利用世帯の子どもの高校等卒業後の大学等進学率は35.3%（日本全体で73.0%）で、就職率は47.9%（全体で18.3%）であった。

それでは、なぜ、利用世帯における大学等進学率は低位なのであろうか。この点に関して、先行研究では、利用世帯から大学等に就学する場合に「世帯分離就学」（就学者の保護廃止）が原則であるという制度上の問題（阿部 2012；岡部 2013等）や、子どもが「学校教育」（義務教育・高校等）から早期に離脱せざるを得ない状況（経済的困窮、不安定な家庭環境、学力の課題等）等が析出されている（林 2016；桜井啓太・鷺見佳宏・堀毛忠弘 2017等）。

しかしながら他方で、従来の研究では、生活保護制度の仕組み・運用が、利用世帯の子どもの大学等就学にどのような影響を及ぼしているのかは十分に検討されてこなかった。別言するならば、生活保護制度と、利用世帯における大学等就学の実態が関連付けて検証されることはなかったのである。

II. 研究目的

以上を踏まえて、筆者は、研究目的を以下のとおり設定した：生活保護制度の仕組みと運用に焦点化しながら、利用世帯の子どもの高校等卒業後にどのようにして大学等「就学／非就学」に至るのかを明らかにすること。そのうえで、利用世帯の子どもの大学等「就学機会」が「拡張／縮減」される条件を明らかにすることである。

また、上記の研究目的を究明するにあたり、より具体的な3つの「研究課題」を設定している（図表1を参照）。

図表 1. これまでの研究の目的・課題

<p>課題 1: 「客観的な選択肢」の分析 生活保護制度において、子どもは大学等就学に向けて「何」を「なしうるのか／なしえないのか」</p>
<p>課題 2: 「主観的な選択肢」の分析 利用世帯の若者は、「どのような」理由、過程で自身の「進路希望」(就学／就職)を形成してきたのか</p>
<p>課題 3: 「資源調達」の過程分析 大学等就学に向けた「資源調達」(学費等の準備)は、「どのように」行われているのか</p>

Ⅲ. 研究方法

以上の研究目的を究明するにあたり、研究方法としては：(1) 生活保護制度の運用方針を定める「保護の実施要領」(厚生労働省発の通知)等の分析；(2) 利用世帯に対する「インタビュー調査」結果の分析を採用している。

図表 2. 調査研究の概要

A 県 B 市調査 (JSPS:26285132) 代表研究者:岡部卓 (首都大学東京)	若者調査 (JSPS:16J01607) 代表研究者:筆者
<ul style="list-style-type: none"> ・調査主体: 研究グループ (含、申請者=事務局、調査員) ・調査協力者: A 県 B 市の利用世帯の養育者 (一部子ども) ※ 2014 年度:11 世帯 11 名、2015 年度:10 世帯 12 名 (子ども 2 名) ・調査方法: 半構造化インタビュー 調査時期: 2014 年度、2015 年度 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査主体: 申請者 (=事務局、調査員) ・調査協力者: A 県 B 市調査の若者 (高校等卒業以上) ※ 2 世帯 2 名 (+養育者 2 名) ・調査方法: 半構造化インタビュー 調査時期: 2016 年度

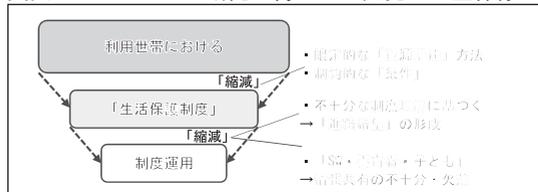
Ⅳ. これまでの研究経・得られた知見

これまでの研究経過と得られた知見は以下 3 点に整理できる (図表 3 を参照)。

1. 「客観的な選択肢」——制度研究

第 1 に、生活保護制度が、大学等就学を望む利用世帯の子どもに対して、限定的かつ制約的な「客観的な選択肢」(制度上、なしうること／なしえないこと)しか提供していなかったことである (三宅 2015)。具体的には、「通知分析」を用いることで：(1) 利用世帯から大学等に就学する場合、原則的に「世帯分離」が必要であること；(2) なおかつ、就学費用等の準備はアルバイト収入の収入認定除外や預貯金といった「制度的な保障」を欠く方法に限られていたこと；(3) さらに、これらの限定的な方法も「狭義の自立助長」(保護の廃止、就労自立)や「特定の主体性」(自立への強い意志等)によって条件付けられていたことを析出している。

図表 3. これまでの研究で得られた知見——全体像



2. 「主観的な選択肢」——「進路希望」の形成過程

第2に、利用世帯の若者が高校等卒業後の「進路希望」を形成するにあたり、「経済的要因（就学費用等）」や「文化的要因（養育者の進学期待等）」に加えて、「生活保護制度」の運用（SWの関わり）が重要な役割を果たしていたことである。具体的には、「若者調査」の結果を分析することで：(1) 利用世帯の若者が、SWの不関与；(2) あるいはまた、子どもと養育者との情報共有の不備によって、「生活保護制度」による「可能性／制約」を認識・理解できぬままに「進路希望」を形成、変更（大学等就学を断念）していたことを析出している。

3. 「資源調達」の過程——養育者とソーシャルワーカーの果たす役割

第3に、利用世帯の子どもの「就学機会」が、とりわけ「資源調達」の過程における「他者」（養育者、生活保護ソーシャルワーカー）の関りによって「縮減」されていたことである（三宅 2014；三宅 2017）。具体的には、「養育者調査」の結果を分析することで、利用世帯における「資源調達」（就学費用等の準備）の実行可能性が：(1) 養育者とSWとの情報共有の不十分／欠如；(2) 養育者と子どもとの情報共有の不十分／欠如；(3) 子どもとSWとの「関わりの欠如」によって左右されていたことを析出している。

4. 博士論文の執筆とその後

筆者は、以上の研究成果を踏まえて、博士論文を執筆・提出している（三宅 2018a）。最終的な結論としては、利用世帯における大学等「就学機会」が、「生活保護制度」＝「構造」によって常に既に「縮減」されており、なおかつ、制度運用の過程においても「他者」（養育者、SW）の介在によって「縮減」されうることを示している。

また、この結果を踏まえて、「就学機会」を「拡張」するために、「客観的な選択肢」の限定性・制約性の緩和、制度化された給付の充実、SWと養育者・子どもの情報共有を確実にする必要性を提起している。

なお、博士論文執筆後は、大学等就学に係る生活保護制度上の取り扱いの変化（進学準備給付金の創設、世帯分離後の住宅扶助減額の停止）の現状の整理・分析（岡部・三宅 2019）、ならびに、生活保護制度における高等学校等卒業後の就職に関する取扱いの整理分析（三宅 2018b；2019）を行っている。

V. おわりに

近年、生活保護制度における大学等就学の取扱いは、目まぐるしく変化してきている。2018年度の生活保護法の改正により進学準備給付金が創設され、あわせて、通知改正により世帯分離後の住宅扶助減額の停止がなされるに至っている

(岡部・三宅 2019)。

しかしながら他方で、「世帯分離」をする限りで大学等就学が認められるという取扱いに変更は加えられていない。この「世帯分離」という擬制的な取扱いは、制度的に「例外状態」——就学者の最低生活保障を宙づりにする——を生み出すことを含意する。

今後、筆者は、生活保護制度における「世帯分離」、さらにはその前提たる「世帯単位の原則」に焦点化して、その課題（世帯の自立のために人間が手段化されること、扶養義務の強制）と改善の可能性を追究したいと考えている。

【参考文献】

- 阿部和光 (2012) 『生活保護の法的課題』 成文堂
- 林明子 (2016) 『生活保護世帯の子どものライフストーリー』 勁草書房。
- 三宅雄大 (2014) 「生活保護受給世帯における『大学等』への就学機会に関する研究——養育者とソーシャルワーカーの役割に着目して」 日本社会福祉学会 『社会福祉学』 55(2) : pp.40-53. (査読)
- 三宅雄大 (2015) 「生活保護制度における高等学校等・大学等就学の『条件』に関する研究——『生活保護制度の実施要領』の分析を通じて」 日本社会福祉学会 『社会福祉学』 55(4) : pp.1-13. (査読)
- 三宅雄大 (2017) 「生活保護利用有子世帯の養育者による『自立』の解釈——養育者の語りをとおして——」 日本社会福祉学会 『社会福祉学』 57(4) : pp.14-27. (査読)
- 三宅雄大 (2018a) 『生活保護利用世帯における大学等「就学機会」に関する研究』 博士論文. 首都大学東京.
- 三宅雄大 (2018b) 「『生活保護制度』における高等学校等卒業後の『就職』——『保護の実施要領』の分析を通じて——」 日本社会福祉学会・第66回秋季大会, 金城学院大学 (9月9日).
- 三宅雄大 (2019) 「生活保護制度における高等学校等卒業後の就職に関する研究——「保護の実施要領」の分析を通じて」 貧困研究会 『貧困研究』 22, 明石書店 : pp.96-107. (査読)
- 岡部卓 (2013) 「『貧困の世代間継承』にどう立ち向かうか」 貧困研究会編 『貧困研究』 11, 明石書店 : pp.29-39.
- 岡部卓・三宅雄大 (2019) 「社会保障とナショナル・ミニマム——<福祉の論理>から見た子どもの貧困と生活保護」 山野良一・湯澤直美編／松本伊智郎編集代表 『シリーズ子どもの貧困⑤ 支える・つながる——地域・自治体・国の役割と社会保障』 (pp. 71-108) 明石書店.
- 桜井啓太・鷺見佳宏・堀毛忠弘 (2017) 「生活保護世帯の大学生の現状と課題」 貧困研究会 『貧困研究』 19, 明石書店 : pp.97-109